

ワーキング・グループ2の第2回における主な意見一覧

注：事務局において要約したものであるため、正確な発言内容については議事録を参照願います。

議題1 総合的な権利擁護支援策の充実

- 成年後見制度の見直しに伴い、日常生活自立支援事業及び福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の役割は大きく変化する。補助制度終了後の受皿をどのように構築するか、福祉サービス・保健医療サービス利用援助事業における契約締結能力の考え方も含め整理が必要である。
- 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業については、補助制度終了後の利用や一度終了した補助制度の再利用を含め、具体的な利用場面や契約の在り方を整理し、現場がイメージできる形で示す必要がある。
- 民法改正後の権利擁護支援体制については、成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業や地域の支援資源を含めた「総合的な権利擁護支援」であることを改めて地域に浸透させるとともに、中核機関のコーディネート機能を位置づけていく必要がある。
- 地域権利擁護相談支援センター（中核機関）は、ハブ的な機能を持ちながら、地域においてアセスメント、支援方針の検討、モニタリングを適切に行える体制を整備していくこと、地域資源を充実させていくことが重要である。
- 頼れる身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、実際に本人と接する地域包括支援センターや市町村社協と、本人の個人情報保有する行政とで必要な情報共有を行うことで、より適切な支援につながるのではないかと。
- 現在は地域の結びつきが強く、頼れる身寄りのない高齢者が見られない小規模自治体でも、5～10年後にはそのつながりが弱くなることが予想されるため、今から対応策を講じる必要がある。

- 社会福祉協議会における福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の実施にあたっては、都道府県による補助が適切に実施されるよう国から継続して働きかけるべきである。
- 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の利用対象や必要性の判断については、「身寄りの無い」の定義、社会福祉協議会のキャパシティ、適切なアセスメント手法についてガイドライン等を作成する際に意識いただきたい。
- 金融機関における本人取引における適切な方法について、本人の意思決定支援の観点から具体的に協議した上で、金融サービスや金融商品の整備や仕組み作りを進めるべきである。
- 代理人による金融取引については、代理権の有無だけでなく、本人の意思・選好・価値観が反映されているかを確認できる仕組みが必要である。
- 高齢者等終身サポート事業者等の民間事業者と地域連携ネットワークで連携していくにあたっては、優良な事業者を見極める仕組みや継続的なチェック体制が必要である。
- 消費者安全確保地域協議会や地域連携ネットワークと金融機関が連携し、消費者被害の予防や本人保護の仕組みを構築する必要がある。
- 金融機関が本人取引に応じたことによりトラブルを抱え込むことを防止するためにも、周囲の方が本人取引の重要性を十分理解した上で、その取引に際して見守りがなされているという状況が必要である。
- 総合的な権利擁護支援策として、意思決定支援の充実が必要。支援者と、それに対して牽制の役割を持つ機関も必要と考える。
- 任意後見制度については、総合的な権利擁護支援の重要な資源として、その活用促進と周知を強化すべきである。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業だけでなく、相談支援機関や地域資源も活用しながら、地域全体で権利擁護を担う体制を構築する必要がある。

- 市町村は、日常生活自立支援事業や福祉サービス・保健医療サービス利用援助事業を地域連携ネットワークの中に位置付けて連携し、市町村単位で権利擁護支援の体制をつくっていくことが重要である。

議題２ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 意思決定支援に関する各分野のガイドラインについて、分野横断的な共通理解や基本的な考え方を整理する必要がある。
- 意思決定支援は、本人を中心としたチームによる協働を基本とし、その上で相互牽制機能を位置付けるべきであり、意思決定支援が本人への抑圧にならないか留意すべきである。
- 社会福祉法改正により意思決定支援が位置付けられたことを踏まえ、すべての社会福祉関係者に意思決定支援の理解を浸透させ、意識そのものを変えていく必要がある。
- 本人は支援の対象者ではなく、チームの一員として支援プロセスに参画する存在として位置付けるべきである。認知症施策で重視されている「本人の声を起点とする」仕組みを、成年後見制度利用促進や権利擁護支援施策でも重視していくべきである。
- 本人情報シート等により、本人の意向・価値観・選好を記録・共有し、活用できる仕組みが必要である。
- 地域住民や生活支援員、市民後見人等が本人に寄り添うことは、意思形成支援や意思決定支援において重要な役割を果たす。また、意思決定支援は特定の場面だけでなく、日常的な関わりの積み重ねも通じて行われるべきものである。
- 市民後見人養成研修修了者については、後見人受任だけでなく、意思決定サポーターや生活支援員など多様な権利擁護活動の担い手として活躍の場を広げるべきである。

- 支援者に意思決定支援を浸透させるためには、研修だけでなく、意思決定サポーター等として実際に本人と関わる経験の機会を広げることが重要である。
- 意思決定サポーター等の第三者的な立場の者が相互牽制機能を果たし、本人の言葉や思いをチームに届けることで、専門職や支援者が新たな気づきを得るきっかけにもなる。相互牽制機能は支援者と対立するものではなく、チームの決定をより良くするものである。
- 意思決定支援は、本人の権利として保障されるべきものであり、本人が迷うことも含めて意思決定することを支えるものとして、既存の各ガイドラインを参考にしつつ、「支援付き意思決定」の仕組みを整備すべきである。
- 意思決定支援に関しては、誰もがどこに住んでいても、必要な支援を受けながら、自らの意思・選好・価値観に基づいて生活を選び、その過程に関与し続けることを目指すべきである。
- 当事者の声を、次期基本計画策定に確実に反映すべきである。